

平成30年版 従業員の皆さまの  
**年末調整**

税に関する情報を次のホームページに掲載しています。  
国税庁ホームページアドレス▶ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



隠岐の島町商工会  
Okinoshima-cho Shokokai  
**No.21 号**  
商工会 電話：2-1157

平成30年分の年末調整において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が改正されました。

2018年1月からの配偶者控除、配偶者特別控除

配偶者の年収	世帯主の年収				控除名	配偶者の社会保険料負担
	1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超		
103万円以下	38万円	26万円	13万円	0万円	配偶者控除	なし
106万円以上						あり（従業員501名以上の勤務先で1年以上勤務し週労働時間が20時間以上）
130万円以下						あり
150万円以下						
155万円以下						
160万円以下						
167万円以下						
175万円以下						
183万円以下						
190万円以下						
197万円以下						
201万円以下						
201万円超	0万円	0万円	0万円			

《 特別徴収の手続きの流れ 》

(1) 給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、1月31日までに従業員の居住する市町村に「給与支払報告書」を提出する必要があります。

(2) 特別徴収税額決定通知書の送付

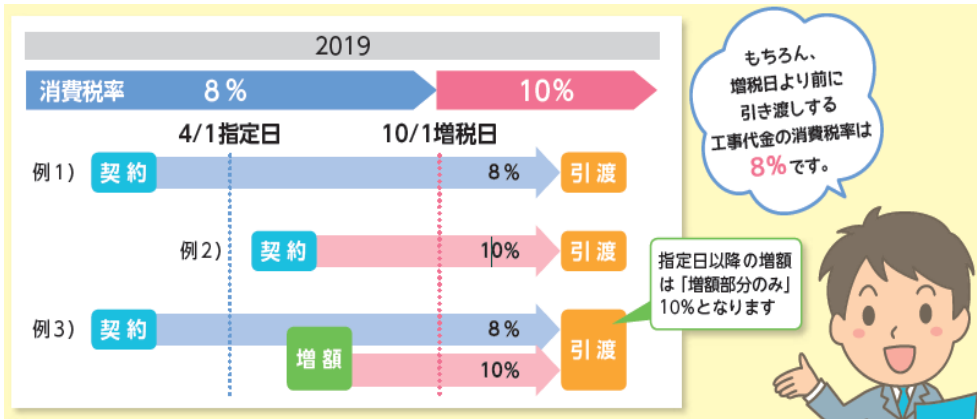
毎年5月31日までに、事業主(特別徴収義務者)あてに「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。そのときに年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(天引き)を開始してください(翌年5月まで)。

(3) 納期と納入方法

納期限は、個人住民税を特別徴収(天引き)した月の翌月10日です。従業員が居住する市町村から送付される納入書により、金融機関で納入してください。

【事業主のみなさまへ】  
事業主は、個人住民税(個人市町村民税と個人県民税)の特別徴収義務者として(給与から天引)、「法人・個人」を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を天引きし、従業員の居住する市町村へ納入していただく必要があります。

## 消費税の増税に伴う、工事請負契約の経過措置について



**工事請負契約の経過措置**

消費税10%の増税日(2019年10月1日)の半年前の4月1日を指定日として、その前日の3月31日まで契約をすれば、増税日以降の引き渡しでも消費税は8%となります。

### 商工会年末年始休業のお知らせ

年末は12月28日(金)まで営業します。  
仕事始めは1月4日(金)から営業します。  
休日の急なご用件については、

#### ☆隠岐の島町商工会携帯電話

080-2946-1898

へ、お電話いただきますようお願い申し上げます。

### 商工貯蓄共済・福祉生命のお知らせ

#### 【商工貯蓄共済】(貯蓄・生命保障)

- 1口2,000円から加入でき、途中病気になられても同額保険金で更新可能!

#### 【医療特約】(入院補償)

- 1泊2日からの入院や手術を補償します。
- 入院がなかった場合、5年毎に無事故給付金をお支払します。

#### 【福祉共済「生命」】(生命保障)

- 死亡保障1000万円から
- 保険料がとにかく安い!

☆商工会では、認定のアドバイザーによる保障内容診断を行なっています。お気軽にご利用ください。

## 「働き方改革関連法」について

「働き方改革」に関する法律が、来年4月から順次施行されます。

- ◇ 残業時間の上限を規制します。(原則 月45時間・年360時間)  
(時間外労働を行うには、36協定を監督署に届け出なければなりません。)
- ◇ 年10日以上有給休暇が付与されている労働者に対して、そのうち年5日については、時季を指定して取得させることが必要となりました。  
(年次有給休暇(労働基準法第39条)→雇入れの日から6ヶ月以上継続勤務し、前労働日の8割以上出勤して労働者は、年10日の有給休暇が付与されます。)
- ◇ 月60時間を越える残業は、割増賃金を引き上げます。
- ◇ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保  
(正規・非正規(パート、有期雇用、派遣)間の不合理な待遇差の解消。)

このほかにも、様々な関連法の改正や制度の新設、また細かな規制があります。

松江労働基準監督署では、「働き方改革」への取り込みを支援するため相談支援員が事業所を訪問し、説明に伺いますので、是非ご利用ください。

松江労働基準監督署 電話 0852-31-1166 担当: 江原氏

